

令和5年度

水管理・国土保全局関係
予算決定概要

令和4年12月

国土交通省 水管理・国土保全局

令和5年度予算の基本方針

基本方針

令和4年8月の大雨等による被害や気候変動の影響を踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」も活用し、堤防・遊水地・ダム等の整備に加え、特定都市河川の指定拡大、内水対策、避難対策の強化等、ハード・ソフトの取組の強化とともに、計画的・効率的なインフラの老朽化対策、防災・減災対策を強力に進める DX、カーボンニュートラルの推進に資する GX、水辺空間の良好な環境の創出等による地域活性化の取組を総合的に推進する。

- ・流域治水の本格的実践 「継続と深化」
- ・インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現
- ・防災・減災対策を飛躍的に高度化・効率化する DX の推進
- ・ダムや下水道におけるクリーンエネルギー創出を通じた GX の推進
- ・水辺空間の良好な環境と賑わいの創出による地域活性化の推進

予算の規模

○一般会計予算 10,188 億円

一般公共事業費	9,710 億円
うち、河川関係 7,374 億円、砂防関係 1,393 億円、海岸関係 170 億円、下水道関係 773 億円	
災害復旧関係費	479 億円

○東日本大震災復興特別会計予算(復興庁所管) 50 億円

予算の内訳

○一般会計予算(国費)

単位：億円

事 項	令和5年度	前 年 度	対前年度 倍 率
一般公共事業費	9,710	9,517	1.02
治 山 治 水	8,688	8,654	1.00
治 水	8,518	8,484	1.00
海 岸	170	170	1.00
住宅都市環境整備	249	249	1.00
都市水環境整備	249	249	1.00
下 水 道	773	614	1.26
災害復旧関係費	<529>	<527>	1.00
	479	505	0.95
合 計	10,188	10,021	1.02

- 上記計数には、
 - デジタル庁一括計上分を含まない。
 - 個別補助化に伴う増分 182 億円を含む。
- <>書きは、水管理・国土保全局以外の災害復旧関係費の直轄代行分を含む。
(上記以外に、行政経費 9 億円があるほか、省全体で社会資本整備総合交付金 5,492 億円、防災・安全交付金 8,313 億円がある。)

○東日本大震災復興特別会計予算(復興庁所管)

単位：億円

事 項	令和5年度	前 年 度	対前年度 倍 率
治水	0.02	0.00	-
災害復旧関係費	50	41	1.22
合 計	50	41	1.22

(上記以外に、省全体で社会資本総合整備(復興) 116 億円がある。)

(四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。)

主要項目

治水事業等関係費・下水道事業関係費

1. 流域治水の本格的実践「継続と深化」 [5,950億円]

気候変動による水災害の頻発化・激甚化に対応するため、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」を推進し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速するとともに、水災害リスクを踏まえ特定都市河川の指定を拡大し、流域一体となった取組を実施。

2. インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現

[2,304億円]

予防保全によるライフサイクルコストの縮減・平準化を図るため、長寿命化計画に基づく定期点検等により確認された修繕・更新が必要な施設への対策を加速するとともに、新技術の積極的な活用等により効率的かつ持続可能なメンテナンスサイクルを実現。

3. 防災・減災対策を飛躍的に高度化・効率化するDXの推進 [74億円]

3日程度先の水位予測情報の提供等による洪水予測の高度化などの情報分野での流域治水の取組を加速するとともに、デジタル技術の活用・新技術の導入等による施設の整備・管理や、流域情報等のオープンデータの拡充、サイバー空間上の実証実験基盤の整備等、イノベーションを促進する取組を推進。

4. ダムや下水道におけるクリーンエネルギー創出を通じたGXの推進 [81億円]

国際的な脱炭素化及び気候変動への適応を促進するため、ダム運用の高度化等により治水機能の強化と水力発電の促進を両立させる取組であるハイブリッドダムや、下水道事業者による創エネ施設の導入の支援を図る等、インフラ分野におけるGXを推進。

5. 水辺空間の良好な環境と賑わいの創出による地域活性化の推進 [93億円]

かわまちづくりによる賑わいある良好な水辺空間の創出や河川を基軸とした生態系ネットワークの形成など、多様な主体と連携した取組により地域活性化を推進。

(注)この他に工事諸費等がある。

※上記以外に、災害復旧関係費479億円、行政経費9億円、東日本大震災からの治水関係費0.02億円、復旧関係費50億円、工事諸費等があるほか省全体で社会資本整備総合交付金5,492億円、防災・安全交付金8,313億円、社会資本総合整備(復興)116億円がある。

新規事項等

●新規事項

【流域治水の本格的実践「継続と深化」】

＜流域治水関連法による流域治水の実践＞

➤ 流域水害対策計画作成事業の創設※(個別補助事業)

特定都市河川の指定拡大を目指し、河川管理者と地方公共団体等の共同による流域水害対策計画の策定を支援するため、令和5年度から5年間の時限措置として、計画策定において都道府県が行う調査・検討費用の支援を追加。

※特定都市河川浸水被害対策推進事業に当該事業を追加

＜特定都市河川流域内の土地の貯留機能の保全の促進＞

➤ 特定都市河川浸水被害対策推進事業の拡充(個別補助事業)

貯留機能保全区域内の土地所有者の負担軽減への協力を促すため、地方公共団体による同区域内に浸入した水の貯留後の早期排水を目的とした排水施設の整備を補助対象に追加。

➤ 総合水系環境整備事業・統合河川環境整備事業の拡充(直轄事業・社会資本整備総合交付金)

貯留機能保全区域内の土地所有者の負担軽減において、河川と連続した生物の生息・生育・繁殖環境の再生・創出のため、河川管理者による耕作放棄地や用水路における土砂掘削等の環境改善が可能となるよう、総合水系環境整備事業と統合河川環境整備事業を拡充。

＜特定都市河川流域における下水道による浸水対策の強化＞

➤ 下水道浸水被害軽減総合事業の拡充(社会資本整備総合交付金)

下水道管理者等によるハード整備とソフト対策を組み合わせた総合的な浸水対策を推進する「下水道浸水被害軽減総合事業」の対象エリアに特定都市河川流域を追加するとともに、同流域における雨水貯留浸透施設の整備に関する交付対象を拡大。

＜浸水防止用設備・浸水被害軽減地区に係る税制特例措置の延長＞

➤ 浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置

浸水の拡大を抑制する盛土構造物を浸水被害軽減地区として指定した場合に、当

該土地に係る固定資産税等について、地権者へのインセンティブを高めるため、指定後3年間、課税標準を1/2～5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合(参酌標準:2/3)とする措置を、3年間延長。

➤ 浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置

浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者が、水防法に規定する避難確保・浸水防止計画に基づき取得する浸水防止用設備に係る固定資産税について、浸水防止用設備の設置を促進するため、最初の5年間、課税標準を1/2～5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合(参酌標準:2/3)とする措置を、3年間延長。

<災害復旧事業による遊水地内の迅速な堆積土砂撤去>

➤ 災害復旧制度の拡充(災害復旧事業(直轄・補助))

遊水地へ湛水し、かつ一定規模の土砂等の堆積量が認められ、遊水地の洪水調節機能や施設機能に影響を及ぼす場合に、災害復旧により、遊水地内の土砂等を、一貫して、集中的かつ迅速に撤去可能とするため、災害復旧事業を拡充。

<防災まちづくりと連携した土砂災害対策の推進>

➤ まちづくり連携砂防等事業の拡充(個別補助事業)

土砂災害リスクを踏まえた防災まちづくりを推進するため、まちづくりの計画と砂防事業の計画の一体的な策定や、移転等によるリスク回避を促進しつつ、まちづくり連携砂防等事業を拡充し、居住誘導区域に加え地域生活拠点にまで事業対象区域を拡大するとともに、急傾斜地崩壊対策事業のかけ高の要件を10m以上から5m以上に拡充。

<下水道事業における災害対策等の推進>

➤ 下水道総合地震対策事業の延伸・拡充(社会資本整備総合交付金)

被災時の公衆衛生やトイレ機能の確保に向けて耐震化を推進するため、下水道総合地震対策事業を5年間延伸するとともに、帰宅困難者の一時滞在施設に係る下水管渠の耐震化の交付対象への追加や、マンホールトイレに関する交付対象を拡大するなど、同事業を拡充。

➤ 下水道広域的災害対応支援事業の創設(個別補助事業)

大規模災害による下水道施設の被害からの早期復旧のため、自治体の枠を超えた広域的な支援を目的とした都道府県等による下水処理機能の確保に必要な施設整備等を支援する「下水道広域的災害対応支援事業」を創設。

【ダムや下水道におけるクリーンエネルギー創出を通じたGXの推進】

＜グリーンイノベーション下水道の実現に向けた取組＞

➤ 下水道温室効果ガス削減推進事業の創設(社会資本整備総合交付金)

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定・改訂に必要な温室効果ガスの削減のための検討・調査や、施設の運転方法の変更のために必要な計測機器・制御装置の設置を支援する下水道温室効果ガス削減推進事業を創設。

【水辺空間の良好な環境と賑わいの創出による地域活性化の推進】

＜民間主体の河川空間マネジメントの導入＞

➤ 統合河川環境整備事業の拡充(社会資本整備総合交付金)

賑わいある河川空間の創出及び河川管理の効率化の実現に向けて、民間事業者と連携した水辺整備を推進するため、民間連携を図る事業について、支援対象とする事業の考え方を明確化するとともに総事業費の下限值要件設定を撤廃。

●その他

➤ 特定都市河川指定促進のためのロードマップの公表

流域治水関連法に基づき、特定都市河川の指定を全国に拡大するため、全国の一級・二級水系を対象に指定候補河川と流域水害対策計画策定のロードマップを公表。

➤ 土砂災害防止法に基づく移転勧告の運用改善

土砂災害リスクの高い地域からの移転を促進しつつ、まちづくりを行う上で土砂災害対策が不可欠な地域における重点的な対策を推進するため、移転勧告の運用を改善。

➤ 下水道革新的技術実証事業(B-DASH プロジェクト、下水道事業調査費)

下水汚泥資源の肥料利用の推進に向けて、発酵熱を利用した効率的なコンポスト化技術を実規模施設にて実証する下水道革新的技術実証事業(B-DASH プロジェクト)を実施。

●新規事業

(1) 雨竜川^{うりゅうがわ}ダム再生事業

雨竜第1、第2ダムの容量振替、雨竜第2ダムの嵩上げによる治水機能の確保を行う雨竜川ダム再生事業を建設段階へ移行。

(2) 筑後川^{ちくごがわ}水系ダム群連携事業

筑後川本川から支川佐田川に導水する施設を新たに整備し既設ダム群を有効活用することで流水の正常な機能の維持を図る筑後川水系ダム群連携事業を建設段階へ移行。

(3) 寺内^{てらうち}ダム再生事業

寺内ダムの洪水時最高水位の見直し及び容量振替による治水機能の増強を行う寺内ダム再生事業に水資源機構が実施する事業として新規着手(建設段階)。